

第10回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成24年8月3日(金) 警察庁会議室	
委員	委員長 水谷 章(公認会計士・税理士) 委員 竹谷 智行(弁護士) 委員 松村 敏弘(東京大学社会科学研究所教授) 委員 赤坂 裕彦(弁護士)	
抽出案件	8件	平成23年度下半期契約から抽出 合計 741件 物品役務等(競争入札) 492件 " (随意契約) 164件 公共工事等(競争入札) 79件 " (随意契約) 6件
競争入札	5件	契約件名: <b>警察学校射撃場バックストップゴム取替修繕</b> 契約部署: 鹿児島県警察本部
		契約件名: <b>PSW形分散基地局用無線装置(PSW-TRB1-1)(5)外4点</b> 契約部署: 警察庁
		契約件名: <b>伸縮式車両阻止柵</b> 契約部署: 警察庁
		契約件名: <b>放射線防護服</b> 契約部署: 警察庁
		契約件名: <b>バルーン型投光器セット</b> 契約部署: 警察庁
随意契約	3件	契約件名: <b>ユニットハウス購入</b> 契約部署: 皇宮警察本部
		契約件名: <b>ソフトウェア(EnCase Forensic v7 Upgrade from v6)</b> 契約部署: 警察庁
		契約件名: <b>可搬型防護壁</b> 契約部署: 警察庁
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙1のとおり	
前回開催時の審議案件におけるフォローアップ	別紙2のとおり	

別紙 1

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕 警察学校射撃場バックストップゴム 取替修繕（鹿児島県警察本部）</p> <p>積算の方法はどのようにしたのか。</p> <p>バックストップゴムは特殊用品であり、市場価格が確認ができないとあるが、各県での導入金額と比較できるのではないか。</p> <p>前年度の請負業者は同じなのか。</p> <p>仕様書交付業者が3者であるが、入札参加業者数が1者応札というのは競争性は働いているのか。</p> <p>不参加の2者については、不参加理由を聞いたのか。</p> <p>今回の契約業者とは何年契約しているのか。</p> <p>毎年度入札しているのか。</p> <p>入札者数はどうなのか。</p> <p>業者を指定しているのか。</p> <p>他の都道府県で同様のバックストップの取り替えをしているか聞いているか。</p> <p>バックストップについては、競争性の確保、初期設置経費とメンテナンス経費の関係など、全国の警察に共通の課題があるので、次回は警察庁から説明してもらいたい。</p>	<p>資材費については、業者見積を使い処分費等の人件費は、鹿児島県の労務費の積算を採用した。</p> <p>各県によってバックストップの仕様が異なるため比較できない。</p> <p>同じである。</p> <p>競争性については、一般競争入札を行っているので、競争性は働いていると認識している。</p> <p>聞いていない。</p> <p>平成22年から契約している。</p> <p>そうである。</p> <p>平成22年は2者応札である。</p> <p>機能等を証明できる書類を提出すると記載しているので、特に限定しているものではない。</p> <p>他の都道府県で他社のバックストップゴムを採用している県があるので、他社のバックストップゴムが使用可能か確認している。 可能であれば仕様書等を変えて競争性を高めたい。</p>

〔案件2〕  
ユニットハウス購入(皇宮警察本部)

設置当時、リースの方が安価であると判断して契約したと思うが、購入することとした経緯を説明していただきたい。

1年間のリース料金はどのくらいか。

契約金額は約3年分ぐらいのリース料金か。

この金額を適正と判断した理由は何か。

今後3年間のリース料を考えて、安価であるという判断で決定したということの良いのか。

第5回の入札等監視委員会で取上げた案件であるが、ユニットハウスは5年ぐらいしか保たないとの見解であったが、今後修繕費等が発生してくるのではないか。

本庁舎建替え予算は難しいのか。

〔案件3〕  
PSW形分散基地局用無線装置 外4点  
(警察庁)

仕様書作成にあたり意見招請2回行ったとはどういうことか。

何者から意見招請を行ったのか。

仕様書交付業者は2者か。

2者のうち1者が辞退したのか。

仕様書作成する段階で競争性を確保

当初3年で新築されることを想定し、リースをしたが、24年1月の時点で、予算化されておらず、建築されるまで最低でも4年かかることが判明したため、検討した結果リースを続けるより購入した方が安価だったためである。

平成21年度は約400万円。  
平成22年度は約324万円。  
平成23年度は約276万円である。

そうである。

所有者と経過年数を考慮した現在価値が判断できるものがなく、固有のものであり他に比較する物がないので、何度も協議を重ねた。

そうである。

リース契約の時は業者負担であったが、今後は修繕費等が発生すると考えている。

要望はしている。

当庁側の仕様書案を業者に示し、業者の意見を取入れた仕様書をまた業者に示したということである。

1回目については、4者である。

そうである。

仕様書を作成する時点では、調達数は示さず、実際に調達する段階で調達数を示すので、数量の問題で辞退したと考えている。

その部分についても仕様書作成段階

しているのに、1者応札なのは、納入成果物にかかる技術用件を警察庁に移譲させることがマイナス要因になっているのではないか。

意見招請は、競争性を高める上で非常に有効なので、できるだけ他の契約でもお願いしたい。

〔案件4〕

ソフトウェア(EnCase Forensic v7 Upgrade from v6) (警察庁)

入札参加業者は、代理店なのか。

価格の問題は製造元であるアメリカの会社の販売価格に依存されるのか。

予定価格の算定はどのように行っているのか。

調達個数により単価が変わるのか。

基本のソフトウェアを購入すると、バージョンアップもそのメーカーになるのか。

競争の余地が働かないのでは。

このようなソフトウェアは国内に業者はいないのか。

このようなソフトウェア購入は互換性を考えて競争性を働かせて行かなければならない。

このソフトウェアを購入しているのは日本だけなのか。

日本国内では警察だけか。

ヨーロッパ諸国では購入しているのか。

他国でも購入しているならば価格比

から業者の意見を踏まえて仕様書を作成しているのに、マイナス要因になっているとは考えていない。

入札業者は、海外メーカーの製品を扱う正規代理店等、日本で取扱っている業者である。

依存する傾向はある。

入札に参加する業者から参考見積を提出させ、算定している。

業者は調達数量を考慮した参考見積を提示している。

そうである。

そのような傾向はある。

デジタルフォレンジックに関するソフトウェアは海外の製品が多く、国内にも製品はあるが、当庁の要求に見合うものは国内には無い。

法執行機関であれば海外でも使用していると聞いている。

他の法執行機関でも使用していると聞いたことがある。

情報交換している中で、ヨーロッパ、アメリカでも使用していると聞いている。

日本では国内代理店を通さないと買

較ができるのではないか。

バージョンアップは何回したのか。

国内の業者は参入できないのか。

このようなソフトウェアは購入すると1者だけになってしまうので、1者だけに固定しないように予測して購入しなければならない。

〔案件5〕  
伸縮式車両阻止柵（警察庁）

この伸縮式車両阻止柵は普通に使われているものではなくて、特注品なのか。

仕様書を交付した業者は7者いるが、仕様書だけを取りに来て入札に参加しない業者はいるのか。

メーカーではなく、商社等も仕様書を取りに来ているのか。

この案件と同じものを以前にも購入をされているが、その時の価格と比べて今回の価格はどうだったのか。

今回は競争性を持たせるために仕様を変更し、それにも関わらずむしろ金額が高くなった要因は、何が考えられるか。

価格を押し上げるような仕様変更であったということの良いか。

入札で落札しなかった業者について、過去にこれを落札した実績はあるのか。

紙入札というのは、入札室で業者間

えないので、他国との比較は難しい。

当初購入した時はバージョン4から始まり平成23年度はバージョン6を7に更新した。

当庁の要求に見合った製品が出てくれば可能である。

そうである。

そうである。多数の業者に参加してもらうために、仕様書の交付を拒んではいない。

そうである。

平成19年度に61式を購入しているが、その時の単価の方が今回よりも安かった。

平成19年度までは、参加業者が1者だったため、複数者が参加できるように仕様の見直しを図ったことにより、複数者の応札となったが、結果的に単価が高くなってしまった。

平成19年度までは、この装置にはブレーキ装置が付いていなかった。

仕様改訂において、一人でこの装置を閉めるときにブレーキ機能が必要ということで、仕様の変更をしたことが、一つに要因なのではないかと考えられる。

そうである。

実績はない。

そうである。

が顔を合わせるのか。

電子入札ではやらないのか。

〔案件6〕  
可搬型防護壁（警察庁）

実際に条件的に合格できなかった業者があるということは、かなり厳しい条件だったということなのか。

落札業者は商社か。

輸入するという形になったのか。

機能の前提となっていた海外製品を購入するという結果になったのか。

公募により応募してきた業者は必ずしも新規参入ではないということか。

外国企業の製品を調達すると、これを変更したり改良したりする場合に支障が出ないかということと、国内のメーカーを競争に参入させるという予測の元に考えていかなければならないのではないのか。

公募公告というのは、どこに貼るのか。

〔案件7〕  
放射線防護服（警察庁）

入札説明書の交付者が18者あり、もの自体に競争性はある。しかし、実際に入札に参加した業者数は1者しかない。これについて、どう捉えているか。

現在、警察庁では、電子入札を行っていないが、平成26年度を目途に全省庁で共通システムの計画がある。

これは海外製品であるが、同等品を作れる業者があるかどうかという検討をしたところ、国内でも数社が手を挙げた。

少なくとも数社は仕様の検討段階で製造が可能ではないかという状況であり、条件的に難しいというわけではなかった。

そうである。

そうである。

結果的にはそういうことになる。

そうである。

そのとおりである。我々としても国内業者も多く入って競争性を持たせるため、仕様を検討し公募を実施した結果、複数者が手を挙げてくれた。

ただ、補正予算の案件ということで納期まで短い期間になってしまったことから、納期が厳しいという状況があったため結果的に随意契約になってしまった。

掲示板とホームページである。

本来目的の入札説明書を取りに来たときにそれ以外の入札説明書も一緒に持っていった業者が大半である。

また、当初は国内であれば3者は参入できると考えていたが、仕様条件にある防護性能の証明に関し、後で分かったことだが国内の公的検査機関がストップしていたこともあり、調達段階

今年度の納入結果はもう出ているのか。

入札に際して、他の応札者があるか開札の当日にわかるのか。

〔案件 8〕  
バルーン型投光器セット（警察庁）

落札した業者はメーカーか。

この商品の特殊な部分はバルーンの部分か。

入札 5 者は全て商社か。

バルーン型投光器部分を製造しているメーカーは何社もあるのか。

1 者だけが造れるという訳ではないのか。

この 5 者の中で、過去にこれを落札した実績のある業者はいるか。

過去にこれを購入したことはあるのか。

委員講評

仕様書の意見招請は、一者応札の防

で公的機関の証明を持っていた業者が 1 者しかなかったものである。

平成 24 年度の調達では、民間の研究機関も証明できることが分かったので、その証明でも可としている。

今年度の入札価格は若干下がっており、単価は 278,700 円である。

当日、入札室に入れば応札者は分かるが、入札書等の関係書類は、事前に提出を受けている。

商社である。

主要な部分はバルーン部で、一番値が張るものであり、バルーン型投光器セットということで、バルーン型の投光器と発動発電機とコードリールの 3 点セットになっている。

以前にも警察庁でバルーン型投光器を調達した実績はあるが、そのときのものより性能がよくなっており、自動安定器により、バルーンを安定的に膨らませることができ、更には電力を余り使用せずに電球を点灯させることができる。また、水銀灯のため通常は再点灯にかなりの時間を要するが、これは一回消灯しても 5 ～ 10 分で再点灯できるものである。

商社は 3 者である。他の 2 者はメーカーである。

計画段階で 3 者ほど把握している。

そのようなことはない。

いない。

平成 16 年に 54 式整備している。

止に有効であるので、他の案件でも取り入れてほしい。